

## あいりん総合センター跡地等に求める機能(各部会等からの報告)

### 1. 新労働施設における就労支援体制等に関する検討状況

#### ◆第50回労働施設検討会議（R2.5.25）

⇒地域における就労ニーズが大きく変化(建労中心の日雇労働を求める者→高齢者や何らかの課題を抱える若者・女性など、就労困難層と呼ばれるような方々も多く流入)

⇒新労働施設においては、生活面も含めた様々な就労・相談機能の強化が必要

⇒対応策の一つとして、従前の施設・機能の集約化のほか、一般のハローワークが持つ紹介機能・相談機能が不可欠

#### ◆第51回労働施設検討会議（R2.6.22）

⇒阿倍野ハローワークやルシアス庁舎の移設は不可能であるが、国と地方自治体が一体となって事業運営を行う「一体的実施事業」の形であればハローワークの職業相談・職業紹介機能を設置できる可能性があるため、大阪府と大阪市（西成区役所）に施策構築を打診（大阪労働局）

⇒地域の就労ニーズへの対応に向け、新労働施設での目玉事業として「一体的実施事業」の実施が大きくクローズアップ

#### ◆第54回労働施設検討会議（R2.9.28）

⇒一体的実施事業スペース確保に関する課題等の検討

#### ◆第55回労働施設検討会議（R2.10.26）

⇒目玉事業となる「一体的実施事業」に係る十分な事業スペースを確保

「一体的実施事業」については、府、市(区役所)、国の三者が連携した事業運営に向けて、現在行政間で調整中

#### ◆第56回労働施設検討会議（R2.11.24）

⇒新労働施設内の各施設が連携し、かつ効果的に機能するよう「総合受付・相談窓口のあり方等について」検討

#### ◆第57回労働施設検討会議（R2.12.21）

⇒「総合受付・相談窓口のあり方等について」の検討を踏まえ、求人求職活動や各種相談等に訪れる利用者に適切に対応するため、インテーク窓口(最初の面談・相談)のスペースを確保し、それぞれの施設・機能が総合的、有機的に繋がるよう配慮

「インテーク窓口のスペース確保」を基本設計のプロポーザルにおいて、提案にあたって基本的に考慮する事項として掲げる。

## 2. 「住民の福利」に関する検討状況

《令和3年1月19日開催 令和2年度第4回エリマネ就労福祉・健康専門部会》

- ・ワンストップ相談窓口（就労関連等）に関する議論を実施  
⇒労働施設内に「ワンストップ相談窓口（就労関連等）」を設置することをめざし、同じく労働機能についての検討を行っている国・府と協調し、福祉的支援に関する事業を労働施設内で実施することについて、今後、大阪市において検討を進めていくべきこととされた。

### （主な意見等）

＜ワンストップ窓口の対象者のイメージ＞

- ・就労不安定層、居住不安定層が主な対象となる。  
→福祉的なサポートを通じて就労に結びつけるような層が多くなる。
- ・性別や国籍は問わない。
- ・西成区民に限るべきではない。

＜その他の意見＞

- ・本来、生活困窮者はそれぞれの居住地で支えられるべきかもしれないが、それでもこぼれ落ちる人々が存在し、既に、あいりん地域に流入しているという現状があるため、あいりん地域にある居住資源を活かした施策等を検討すべきである。
- ・西成区という範囲で対象を狭く限定すると、対象者を西成区域に縛り付けることとなるので、24区の縦割りを越えたセーフティネットが必要である。

### 3. 「にぎわいの創出」に関する検討状況

#### 《令和2年11月27日開催 第11回駅前活性化検討会議等》

- ・にぎわい創出機能にかかるアイデア出しを実施

##### (主な意見等)

- ・地域貢献（例：地域から雇用が生まれる仕組み等）ができ、かつ、住民の福利の機能に資するよう、十分に事業採算をとれる事業者に参加してほしい。
- ・センター跡地には、大阪のどこにもない（特殊性のある）ものを作ってほしい。
- ・観光客だけがターゲットではなく、多様な人が訪れる、駅から降りたくなるような拠点にしてほしい。

#### 《令和2年12月25日開催 第12回駅前活性化検討会議等》

- ・想定される公共施設とマッチングするにぎわいの要素について検討

##### (主な意見等)

- ・センター跡地には、大阪のどこにもない特殊性のあるものを引き続き検討してほしい。
- ・例えば、小劇場を設置するなど、若者やアーティスト等がこの場所を通して再チャレンジできるような仕掛けづくりも併せて検討してほしい。
- ・これまでの議論を踏まえると、公共施設は不特定多数の者が利用する施設を想定するものとし、その上で、にぎわいの機能についての議論を進めていくべきである。
- ・にぎわいの部分で生み出す財源を議論するにおいて、まずは、住民の福利の部分でどの程度のコストが必要となるのかを明らかにするべきである。